



北労発基 0724 第 4 号
令和 5 年 7 月 24 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会北海道支部長 殿

厚生労働省北海道労働局長

建設工事現場における交通誘導警備業務の労働災害防止の徹底について（要請）

平素より労働基準行政の運営にあたり、格別なる御理解と御協力をいただいておりますことに対し感謝申し上げます。

本年 7 月 10 日、札幌市白石区の倉庫新築工事において、交通誘導警備員が後進してきた積載型トラッククレーンにひかれて死亡するという重大災害が発生しました。このほか、今年に入ってから道内では、3 月に後進中のタイヤローラーにひかれた死亡災害、5 月に後進中の積載型トラッククレーンにひかれた死亡災害が発生しており、現在まで 3 名もの交通誘導警備員の尊い命を失う憂慮すべき事態となっています。

現在、当局においては、災害原因の究明と再発防止対策の樹立のための調査及び検討を進めているところですが、工事現場で混在して作業を行う車両系荷役運搬機械や車両系建設機械等を使用する運送業者や建設業者、誘導員を配置する警備業者に対し、安全対策の徹底を期する必要があります。

については、貴団体におかれましては、会員企業に対し、建設工事現場において貨物自動車を運転する際の安全確保措置が確実に講じられているか等、下記の事項を踏まえた労働災害防止対策について、周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 貨物自動車を用いて作業を行う事業者は、元方事業者と協議の上、当該機械の作業計画の策定にあたっては、現場の状態に基づいた、当該機械の能力に応じた運行経路、当該機械移動時の誘導者の配置、夜間の照明、立入禁止区域の状況を明らかとした安全な作業方法を採用すること。
- 2 建設工事現場における関係事業者間の連絡調整を緊密に行うとともに、貨物自動車の運転者に対して事前に交通誘導警備員の誘導位置及び交通誘導警備員と当該機械との接触防止措置等について周知すること。

3 関係事業者間において交通誘導警備員の合図の確認を行い、貨物自動車を後進させる場合には、誘導員を視界に捉えつつ、その合図に従って運転を行うことを運転者に徹底すること。

4 貨物自動車を用いた作業に応じ、作業指揮者の選任が必要となる場合には職務の励行を図ること。

また、建設工事現場内においては貨物自動車を運転し動かす際に警報を鳴らすなど、当該機械が不意に動き出す危険を周囲に知らせるなどの対策も検討すること。

令和5年 警備業における死亡労働災害発生状況

(発生年月日順)

北海道労働局

No.	発生月	時刻	事故の型	起因物	災害発生概況
1	3	17時台	はさまれ、巻き込まれ	締固め用機械	片側2車線の幹線道路舗装工事現場において、一般車両の交通誘導を行っていた被災者が後進中のタイヤローラーに背後からひかれたもの。
2	5	21時台	はさまれ、巻き込まれ	トラック	工事現場において、一般車両の交通誘導を行っていた被災者が、荷の搬入のため現場内で後進していた積載型トラッククレーンに、背後からひかれたもの。
3	7	9時台	交通事故(道路)	トラック	工事現場の出入口で資材の搬入にきた積載型トラッククレーンの後進を誘導していた時に、歩道と車道の段差を解消するためのスロープがずれたため、車道上でスロープを修正していたところ、停車していた積載型トラッククレーンが後進し始め、ひかれたもの。

担当：北海道労働局労働基準部安全課

主任安全専門官 納 裕美^の

電話(代)011-709-2311 内線 3551